

# 電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案についての

## パブリックコメント結果の概要

平成24年9月6日  
経済産業省  
商務情報政策局  
情報経済課

○＜御意見の概要＞

●＜御意見に対する考え方＞

### 1. I-6 電子商店街(ネットショッピングモール)運営者の責任

○ 脚注1は、「モールと店舗との関係で買主たるモール利用者がモール運営者を売主と誤認するような状況が作られていた場合などにモール運営者が何らかの責任を負うことが考えられないだろうか」の脚注としては相応しくなく、削除すべきである。

知財高裁平成24年2月14日判決は、プロバイダ責任制限法における考え方と相容れないものではなく、権利侵害について権利者等からの通知によって具体的に認識した場合に放置すれば権利侵害の責任を問われるということを示している。殊更に「インターネットショッピングモール運営者の責任を認めた」等と強調することは、いままで認められることのなかった責任が当該判決で新たに認められたかのように認識されるおそれがあるため、関係の薄い部分にまで繰り返し例示するべきではない。

また、同判決は、出店者が販売のため表示していた商品が権利侵害品であったことについて、インターネットショッピングモール運営者が商標権侵害に対する責任を負うかという事案であり、「誤認するような状況」とは関係がない。

● モール運営者が何らかの責任を負うことが考えられる一例として知財高裁平成24年2月14日判決を示しており、修正する必要はないと考えております。

### 2. II-1 CGM(Consumer Generated Media)サービス提供事業者の違法情報媒介責任

○ 今回の改正案では、脚注5において知財高判平成24年2月14日が引用されており、ネットショッピングモール運営者に関する先例として重要な本判例を引用されたことに心より賛同いたします。

一般論としては著作権侵害事案の場合も同判決の射程内である旨付言されることを希望いたします。

知財高裁平成24年2月14日判決の理論からすると、商標権侵害に限らず著作権侵害事案においてもネットショッピングモール運営者が責任を負う場合もありうるべきであります。

- 知財高裁平成24年2月14日判決は、インターネットショッピングモールにおける商標権侵害について、一般論として同モール運営者が責任を負う場合があることを示したものであり、著作権侵害事案にまで拡大できるかどうかについては、今後の裁判例等を踏まえて検討することになるものと考えます。

### 3. II-6 インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害

- 脚注1は、「ブランド品をインターネット・オークションに出品する者やインターネット上の掲示板でブランド品の販売の申出を行う者(以下「出品者等」という。)の行為は、当該ブランドの商標権者の権利を侵害しているのだろうか」の脚注としては相応しくなく、削除すべきである。

知財高裁平成24年2月14日判決は、プロバイダ責任制限法における考え方と相容れないものではなく、権利侵害について権利者等からの通知によって具体的に認識した場合に放置すれば権利侵害の責任を問われるということを示している。殊更に「インターネットショッピングモール運営者の責任を認めた」等と強調することは、いままで認められることのなかった責任が当該判決で新たに認められたかのように認識されるおそれがあるため、関係の薄い部分にまで繰り返し例示するべきではない。

また、同判決は、出店者が販売のため表示していた商品が権利侵害品であったことについて、インターネットショッピングモール運営者が商標権侵害に対する責任を負うかという事案であり、出品者や販売者の責任について争われたものではない。

- ネットショッピングモールの出店者によってウェブページに掲載された商品が商標権侵害に該当する場合に一定の要件を満たせば同モール運営者も商標権侵害の責任を負う場合がある事例として、知財高裁平成24年2月14日判決を示しており、修正する必要はないと考えております。

### 4. II-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供

- 「2. 説明、(4)知的財産法による制限、②著作権法について、i) 技術的保護手段の回避可能性」の第2段落並びにそれを受けた脚注2において、「アクセス・コントロール機能のみを有する保護技術については(回避禁止の)対象外となっている」旨の記載がありますが、この記載に反対します。

著作権法第2条第1項第20号は「アクセス・コントロール」という用語を使用しているわけではありません。今次の改正で同号に追加された「当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」がいわゆるアクセス・コントロールを指すものであり、従来のいわゆるコピー・コントロールと「又は」でつながっているところからしても、「アクセス・コントロール機能のみの保護技術は対象外」とは言い切れないものと考えます。

また「知的財産推進計画2010(平成22年5月知的財産戦略本部決定)」21頁項目36によっても、「製品開発や研究開発の委縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入

するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。」とされており、あえて本準則で「アクセス・コントロール機能のみの保護技術は対象外」と記載する必要はないと考えます。

- 著作権法第2条第1項第20号では、技術的保護手段の要件として、「著作権等…を侵害する行為の防止又は抑止…をする手段」であることが定められています。デジタル・コンテンツの視聴やプログラムの実行の制限等といった、アクセス・コントロール機能のみを有する保護技術は、当該要件を満たさないため、同号にいう技術的保護手段にはあらず、修正する必要はないものと考えます。

## 5. II-9 インターネットと肖像権・パブリシティ権等

- 1. (2)について、第1段落第2文の冒頭に「もっとも、」を加え、段落を分けて同文を第2段落とするべきだと思います。

1. (2)について、第1段落第1文では、受忍限度が広く侵害となる可能性が低いことを述べているにもかかわらず、第2文では、突然逆に侵害となる可能性が高いことを述べており、非常に分かりにくいと思います。

- ご指摘の点を踏まえ、論旨が明確になるよう「もっとも、」を追記し、体裁を修正いたしました。

## 6. II-10-1 インターネット上の著作物の利用

- 「2. 説明、(2)その他インターネット上の著作物を無許諾で使用できる場合、②平成24年著作権法改正」について、「データを整理等するために必要な複製行為について無許諾で行うことが可能とされた」とありますが、当該記載は範囲が広すぎるように思われます。

平成24年著作権法改正で追加された第47条の9には「その必要と認められる限度において」という語が入っています。また文化庁の解説であげられている例示も「ソーシャル・ネットワーキング・サービスにおける、投稿コンテンツを整理等するために必要な複製行為」であり、その前の例示の「動画共有サイトにおいて、様々なファイル形式で投稿された動画を提供する際に、統一化したファイル形式にするために必要な複製行為」とあわせてみれば、CGMサービスでさまざまなファイル形式の投稿があった場合の整理等に限定しているものと考えられます。ご提案の「データを整理等するために必要な複製行為」はこれとはかなり異なる印象を与えるように思われます。

- 準則中、「ユーザーが投稿したコンテンツのファイル形式を統一化したり、データを整理等するために必要な複製行為」との表現は、『ユーザーが投稿したコンテンツのファイル形式を統一化すること』、及び『ユーザーが投稿したデータを整理等すること』のために必要な複製行為』という趣旨の記載ですので、修正する必要はないものと考えます。

## 7. II-10-3 著作物の写り込み

- 「2. 説明、(1)例1の場合、②具体的検討、iii)付随対象著作物の利用(著作権法第30条の2)」の第2段落において、「例1では、本来意図した撮影対象の背景として、小さくポスターが写り込んでいるような場合であれば、(侵害とならない)」旨の記載があります。背景として写り込んだポスターの面積が全体の何パーセント以下であること、ポスターだけにピントがあっていないこと、といった基準を設けることを希望いたします。  
ガイドラインに求められるものは、「小さい」とはどこまでのものをいうかという定量的な基準であると考えます。
- 著作権法第30条の2の適用については、ポスターの面積が全体の何パーセントであるかや、どの程度鮮明に写っているかといった点も含めた個別具体の事例に応じ、最終的には司法の場で判断されるものであるため、御希望にはお応えしかねます。

以上